

株 式 会 社 三 葉 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社三葉と称し、英文では、Mitsuba Co., Ltd. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は、本店を北九州市小倉南区に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 幼児園等の教育施設の経営
- 2 幼児、児童の教育に関する相談および指導業務
- 3 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業、障害児通所支援事業
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業
- 5 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の請負
- 6 自閉症、発達障害、知的障害をもつ幼児、児童に対する療育指導
- 7 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律ならびに児童福祉法に関する研修事業
- 8 家庭教育、子育て支援に関する事業
- 9 教育施設における教育内容、方法に関する研究
- 10 幼児園等の教育施設の経営に関するノウハウの提供、経営指導及び業務受託
- 11 教育出版物及び教材、教育機器の企画、開発、制作ならびに販売
- 12 コンピューターソフトウェア及びコンピューターシステムの企画、設計、開発、保守、制作、運用、管理、販売、貸与
- 13 フランチャイズチェーンシステムによる幼児教室の経営ならびにこれに関するノウハウの提供、経営指導および経営指導のための企業管理
- 14 人材の職業適性能力の開発のための研修の実施

- 1 5 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
- 1 6 農作物の加工及び販売
- 1 7 上記各号に附帯関連する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議

によって選定する。

- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

- 第 1 1 条** 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第 1 2 条** 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

- 第 1 3 条** 定時株主総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会はその必要に応じて招集する。

(招集権者及び議長)

- 第 1 4 条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 1 5 条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内

容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定められた事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、3名以上8名以下とする。

(取締役の選任の方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に存在する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役の中から選定する。

- 2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定する。
- 3 取締役会は、その決議により、取締役会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集し議長となる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
- 3 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第25条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

- 2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第26条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより

議事録を作成し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は、1名以上3名以下とする。

(監査役の選任の方法)

第30条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第32条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 3 3 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 3 4 条 当会社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 3 1 日までとする。

(期末配当金)

第 3 5 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 7 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

(中間配当金)

第 3 6 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 1 月 3 1 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第 4 5 4 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当財産の除斥期間)

第 3 7 条 配当財産が金銭であるときは、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。